

三春デイサービス機能訓練センター介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人誠励会が開設する三春デイサービス機能訓練センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員および介護職員が、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対し、日常生活上の支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防・日常生活支援の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 三春デイサービス機能訓練センター
- ② 所在地 福島県田村郡三春町八島台7丁目5番地の17

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 生活相談員 1名以上
・利用者及び家族等からの相談に応じる。
 - 看護職員 1名以上
・利用者の健康状態の確認、保健衛生上の指導及び看護を行う。
 - 介護職員 11名以上
・利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
 - 機能訓練指導員 1名以上
・身体機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、8/15, 12/31, 1/1, 2, 3, 祝祭日は除く。
- ② 営業時間 9時から18時までとする。
- ③ サービス提供時間 9時15分から16時30分までとする。

(事業の実施における利用定員)

第6条 事業所の利用定員は通所介護・介護予防・総合事業含み1日1単位65人とする。

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定通所介護、指定介護予防通所介護及び各市町村総合事業の実施内容は次のとおりとし、各事業によるサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額または総合事業にあっては、各市町村が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の1割、2割、3割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴サービス
- ③ 機能訓練（理学療法、作業療法、物理療法）

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護および指定介護予防通所介護または総合事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

一 実施地域境界より、片道おおむね20キロメートル未満 880円

二 実施地域境界より、片道おおむね20キロメートル以上30キロメートル以下 1200円

三 実施地域境界より、片道おおむね30キロメートル以上 1800円

3 利用者の希望により通常の営業日及び営業時間帯を超えて指定介護予防通所介護を提供する場合は別表に掲げる利用料を徴収する。

4 食費については、別表に掲げる利用料を徴収する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、田村市、田村郡、二本松市、郡山市、本宮市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は指定介護予防通所介護及び総合事業の提供を受ける際に次の事項について、留意するものとする。

一 サービス利用にあたっては、日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

二 入浴サービスを利用する際の留意事項
(看護師等の指示に従って入浴してください。)

三 給食サービスを利用する際の留意事項
(栄養士等に相談ください。)

四 機能訓練サービスを利用する際の留意事項
(機能訓練指導員等の指示に従ってください。)

五 送迎サービスを利用する際の留意事項
(迎え及び帰りの時間等をご確認ください)
(緊急時における対応方法)

第11条 事業従事者は、介護中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設け、業務体制の整備をする。

- | | | |
|---|-------|----------|
| 一 | 採用時研修 | 採用後3ヶ月以内 |
| 二 | 継続研修 | 年2回 |
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年8月1日一部改正。

平成31年4月1日一部改正。

令和 元年7月1日一部改正。

令和 元年8月1日一部改正。

令和 元年9月15日一部改正。

令和 元年10月1日一部改正。

令和 5年3月1日一部改正。

令和 5年5月1日一部改正。

令和 7年4月1日一部改正。

三春デイサービス機能訓練センター介護予防・日常生活支援総合事業運営規定（別表）

1. 利用者の希望により、通常の営業日及び営業時間帯を越えて介護予防・日常生活支援を提供する場合は、次の利用料を徴収する。
 - (1) 1時間700円で、提供は最長2時間までとする。
2. 介護予防・日常生活支援総合事業にかかる食費については、次の利用料を徴収する。
 - (2) 1回あたり500円以内とする。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前説明した上で、支払いに同意得るものとする。